

私の録音録画の補償金制度は、すでに存続の基盤を失っており、廃止すべきである。集めた補償金をすべて著作権者に分配するだけでなく創作活動の促進効果をそいでいるうえ、著作権を侵さない録音録画にも補償金を課すことで、個人の自由な利用を抑える弊害が出ているためだ。

ライセンスに近い効果狙うが
米アップルコンピュータの「iPod」の登場
により、私の録音録画機能
賃金制度の存続が問われ
ている。

経済教室

定める一定の録音録画機器と媒体に一定の補償金を課し、これを著作権者などに一定の割合で分配するものである。(しかし)コンピューターやその記憶媒体(ハードディスクやメモリーやデータ用CD-R)など録音録画のみを目的としない汎用機器・媒体には補償金は課されていない。

機器に補償金を課すべき
なのか、そもそも補償金
制度そのものを存続させ
るべきなのかが、いま熱
く論じられている。著作

作権)を与えて
護を与える根拠
は、保護により
創作を促し、社
できる文化を豊
ことにあると、
考えられている
したがって、

に著作権制度に関する調査研究が行われている。しかしこうした調査研究は、権利者のみの利益ではなく、利用者を含め広く社会一般の利益になるものである。その性質からいえば、国が負担すべき公益事業を、権利者のみの負担において行つてゐることになる。したが

本来、会社に感謝すべきであるが、現実には飲ませてくれた上司に感謝する。指定管理団体は権利者の金を管理費用として支出するが、権利者がその支出を決めるのではないため、権利者への感謝や遠慮は生じない。公社・公団が権利者する構図もここにある。

感化する者と感化される者とが、法複製物のダウンロード(②)レンタルCDの複製(③)自己の所有するCDの複製(④iTunesによる合法ダウンロード(⑤)著作権の保護期間が満了した音源の複製——の五つが主なものである。このうち本来、ライセンスを受ければ複製できない音源、すなわち補償金を課すことに正当性のある音源は①と②である。あくしては①P2P(ファイル共有)による違法複製物のダウンロード(⑥)を購入して使っていいRを購入して使うことによる。こうすることは違法でもないし、経済的に合理的な行動である。

「オーディオ用」CD——Rを購入する消費者はこの事実を知らず、「オーディオ用」という以上、「データ用」よりも高い音質をもたらしてくれると思つて買つているので

を受けよ
額よりコ
、事實上
。すなわ
イセンス
。な複製
ス市場の
著作権法
設けた。
限と補償
権利制限
零細な複
ぼしたと
ンス市場
著作者の
は増えな
うな複製
が及ばな
ある。

セイズ市場の場合は、個々の著作物の需要の大きさに対応して市場機能に基づき著作物の権利者にライセンス収入が分配される。ところが、補償金制度では、一定の想定と統計的データに基づいて、人為的に補償金を分配する。したがって補償金制度の創作物促進効果は不完全・近似的にならざるをえない。不完全・近似的な分配でも、ないと想はましと考られる。ところが、現実の補償金制度については、不完全・近似的な創作物促進効果が「共通目的基金」の制度によって、さらに進められている。この制度は、徴収された補償金

三で「共通」的基金の制度は、補償金制度の持つ創作促進効果を減殺するという意味で補償金制度の趣旨をゆがめる制度であるとともに、本来税金で賄うものを権利者だけに負担させているという意味で不公正な制度といわざるをえない。

また、補償金制度において、徴収した補償金の分配業務は、文化庁長官が指定する団体（指定管理団体）が担う。指定管理団体はそれぞれ集めた補償金から管理手数料を徴収するが、権利者には理団体はそれぞれ集めた指定管理団体を選択する自由がなく競争もない。

指定管理団体には、経費を削減して管理手数料

実質上同じでも
補償金には違い
補償金制度には、意図された結果においても、重大な問題がある。補償金制度は著作権に抵触しない音楽を録音することに対しても、補償金を課すことになるので、本来自由に複製できる物の複製を抑制するという副作用（自由利用抑制効果）を利用抑制効果）を生む。このような自由利用抑制効果が無視しきるほどまでに問題ではないシステムは、つくるべきではない。

るものと看される。いわゆる権利者による権利行使のための補償金を課すとすれば③④のような利用方法を抑制しかねない(しかし、権利者は利用料を二重に受け取ることになる)。こうした自由利用抑制効果は、いずれもも視しうるものではない。創作促進効果と自由利用抑制効果における以上のような問題点を踏まえれば、補償金制度をハードディスク内蔵型録音機器に課すことは論外であるうえ、補償金制度自体。その存続の正当性を欠くと思われる。

しかも、補償金制度はすでに破綻していると田代が言われる。「オーディオ用CD-Rに補償金がかけ

また「データ用」CD-Rは、補償金をかけないのに、実質的に同じ「オーディオ用」CD-Rに市場における資源配分をゆがめるため、公正とはいえない。さらに、CD-Rやハードディスクに補償金をかけないのに、おなじくデジタル録音機全体として代替性のあるMDに補償金をかけることも、同様に市場における資源配分をゆがめる。補償金制度はすでに存続の基盤を失っている。

私的録音補償を問

>>下

存続の基盤すでに失う

創作促進効果薄い

自由な利用抑える弊害も



山本
隆司

并謹

額をより多くするインセンティブ（誘因）は働くのでは思われない。されど、たとえば iPodによる音楽の録音を考えてみる。おおむね補償金を掛けられていない。しかし、彼らは実質的には違法られているが「データ用 CD-Rには補償金はか